



まつざき真琴 県議会ニュース

日本共産党

2014年8月2日号

発行/日本共産党鹿児島県議団
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 TEL/FAX 286-3977
E-mail kengidan@jcp-kagoshima.com HP <http://jcp-kagoshima.com>
Facebook ページ『日本共産党鹿児島県議団』 「いいね!」をお願いします。



県民のいのちと暮らしを守る県政めざして

6月議会は、まつざき真琴県議は、一般質問ができません(3月議会と9月議会に限られています)。まつざき県議の6月議会の環境厚生委員会や原子力安全対策等特別委員会での発言について、その概要をお知らせします。ご意見やご要望をお寄せください。

介護保険の「改正」問題について 環境厚生委員会

「安上がりの」介護保険への改悪は許されない

安倍政権は、今国会で、「医療・介護総合法案」を強行採決しました。これからこの法律にもとづく医療や介護の改悪が具体的に進められることとなります。まつざき県議は、その問題点を指摘しました。

●「要支援1・2」を介護保険からははずす

要支援者のヘルパーによる「訪問介護」やデイサービスなどの「通所介護」が廃止されることになってしまいます。市町村任せになり、ボランティアやNPOによるサービスに替えられます。専門性が失われ、介護事業所の経営も厳しくなることが予想されます。

●特別養護老人ホームの入所を「要介護3」以上に限定

県内の特別養護老人ホームの待機者は7,782名(2014.6.1現在)にもなります。そのうち要介護3以上が6,134名、

要介護1・2が1,648名です。

介護保険の「改正」では、特別養護老人ホームの入所できる人を原則「要介護3以上」に限るとしています。要介護1・2の人の中には、介護者が高齢者だったり、フルタイムの仕事に就いていたりして、介護ができない状態にある人もいますが、そういう人は、「待機者」にもなれなくなってしまいます。

これから国からの具体的な「改正」の内容の説明が行われます。まつざき県議は、鹿児島県の現状や介護事業所の現状をしっかりと国に伝え、介護を必要とする人が介護が受けられなくなる事態とならないよう、県が役割を果たすべきと要請しました。

子ども医療費助成の県内格差について

県の制度の充実を要求

鹿児島県の「乳幼児医療費助成制度」は、対象は就学前までで、自己負担が月額3千円です(月に3千円を超えた分だけ、2~3ヶ月後に戻ってくる仕組み)。県内の市町村においては、独自に子育て支援として、県の制度に上乘せをして、対象年齢を引き上げたり、自己負担を無くしたりしています。右の通り、市町村の格差が生じています。

まつざき県議は、県内どこに住んでいても、等しく助成が受けられるように、県に対策を求めました。県は、市町村の格差について、「市町村の判断によるもの」として、県の役割を認めようとしません。

まつざき県議は、県の制度として対象年齢を引き上げたり、自己負担額を減らすなどして、市町村の格差を是正するために、役割を果たすべきと、強く要請しました。

こんなに差がある

●高校卒業まで無料

・曾於市・出水市・南大隅町

●中学卒業まで無料

・阿久根市・鹿屋市・垂水市・薩摩川内市・南さつま市
・志布志市・南九州市・さつま町・長島町・大崎町
・錦江町・南種子町・十島村・大和村

●小学校卒業まで無料

・始良市・中種子町

※鹿児島市は、無料は3歳未満。
3歳~小学校卒業は月額2千円の自己負担

◆就学前まで対象、自己負担が3000円(県の制度のまま)

・徳之島町・伊仙町・与論町・瀬戸内町・宇検村

肝炎対策について

ウイルス検査の助成事業の充実を要求

国においては、肝炎の重度化予防推進事業として、肝炎ウイルスの検査で陽性反応が出た場合の最初の精密検査の費用の助成と、肝炎、肝硬変と進行した場合の定期的な検査について年1回助成を行う制度を作りました。しかし、この事業は、県がこの事業に取り組まなければ、患者は国の助成を受けることができません。

県は、今、実施について検討中としています。まつざき県議は、早急に県が事業に取り組むことを要請しました。



水俣病問題について

伊佐市布計地区の水俣病被害者を救済せよ

水俣病の「特別措置法」では、国は「あたる限りの救済」を行うと言いながら、生まれた年月日と居住地による線引きを行って、症状があるのに、水俣病被害者を認めようとしません。

特に、最近になって、伊佐市布計地区では、当時、旧国鉄山野線に乗って水俣からの行商が魚を売りに来ていたことが明らかになりました。実際に布計地区の夫婦が救済の対象として認められました。

まつざき県議は、線引きに合理性がないことを指摘した上で、「50年以上昔に魚を多食したことの証明を求めること自体が無理である。県は『あたる限り救済する』という立場に立って、症状がある人は、水俣病の被害者として認めるべき。」と要請しました。